

池谷自治会細則

第1章 組織及び役員

(組織)

第1条 本会の班編成は1班から15班とする。

(事業部の目的)

第2条 会則で定める各事業部及び委員会は、協力関係を維持し本会の目的達成に当てるものとする。

- 2 女性部・子供部の事業については、自主の事業を妨げない。

(役員選考委員会)

第3条 会長は次期役員候補者選任のため、選考委員会を設置する。

- 2 委員会の構成は、事務局として総務が統括する。
- 3 委員は会長、本部役員、班長としてその定数は10名とし、役員会の互選で選任する。但し次期役員候補者、当該選考委員会時は外れる。

(役員選出基準)

第4条 会長以下役員(班長を除く)の選任に当たり、役員選考委員会で選任し役員会において承認し総会に推薦することができる。

- 2 会長候補者は全会員からの立候補者、会員から適任者推薦者から選出する。
- 3 副会長、相談役、顧問は会長、選考委員において調整、推薦する。
- 4 各班は次期班長、次期本部役員候補の選出をしなければならない。但し各班の会員の構成が異なるため、会員の要望、意見を出来るだけ聞き、必要に応じ選考委員会で調整する。
- 5 役員の数期再任制
本部役員のうち顧問、総務、特別行事部、体育部はその業務内容の伝承のため、本人の了解があれば現状の2年任期の定めにかかわらず数期再任とする。
- 6 班長、本部役員は健康な人は生涯現役とする。但し80～85歳を目途に本人の意向に配慮し免除する。
- 7 各班は過去の役員履歴、上記基準をもとに将来(10年位)の役員当番予定表を作成し当該班会員に連絡しておく。
- 8 本部役員は年度の事業計画を考慮して、必要により執行部枠として経験者、適任者を充当する。
- 9 子供部長は次期子供部を選考決定する。その定数及び各班への割り当ては該当会員子供数、学校役員を考慮して決定する。
- 10 女性部は健康な人は生涯現役とする。但し80～85歳を目途に本人の意向に配慮し免除する。各班の会員構成により年度最低定数は7人とし、年度の事業計画により決定する。
- 11 本会の事業部員は市から委嘱される市関連委員を兼ねることができる。

12 防犯防災部員は地域防災拠点運営員を兼ねることができる。

13 会館運営委員については、役員会において決定する。

(市関連委員)

第5条 本会が、横浜市等に推薦している各種委員等(以下「市関連委員」という)の人選は、役員会の意見を聴するものとする。

第2章 会議

(会議種別及び要領)

第6条 会則で定める総会を除く会議は、役員会・本部役員会・事業部会・会館運営委員会その他の委員会とする。

2 役員会は原則として、毎月1回以上本会運営に関する事項を審議決定をする。議決は役員の2分の1以上の出席により、出席者の過半数を以て成立する。

3 本部役員会は、本会運営の基本となる重要事項の草案等を審議する。

4 事業部会は担当事業分野の細目的事項について審議する。

5 会館運営委員会は、会館維持管理に関する事項を審議する。

6 その他委員会は、必要とする専門分野について審議する。

7 会則、第3条に定める会員を世帯及び賛助会員の代表者とし、総会時の議決権行使は同代表者を以て行うものとする。

(市関連委員)

第7条 市関連委員は、委嘱された職務に関連し必要がある場合は、役員会に出席し報告又は意見をのべなければならない。

2 本会の運営行事には積極的に参加し、関連事項の指導等に当たるものとする。

第3章 会計

(会費)

第8条 会費は次の金額とする。

1世帯当たり(2世帯共同生活者は1世帯とみなす)・・・月額360円とする。

共同住宅等の独身者……………月額230円とする。

賛助会員 営業所等……………月額360円とする。

 事業所等……………月額1150円とする。

(会費徴収の方法)

第9条 会費は原則として毎月班長が徴収し、会計に納付する。

(費用の支出)

第10条 事業部は、事業の推進に当たり必要経費を会計に請求し、事業毎に区分して精算報告をしなければならない。

2 会計は納入された会費等で、当面支出予定のない金額については、金融機関に預託管理するものとする。

第4章 表彰・お祝い・弔慰・見舞金等

(表彰)

第11条 会員が長年に亘り本会発展のため、顕著な功労及び善行のあった者、又は特に名誉な会員を表彰することができる。

2 表彰の具体的事項は役員会において定める。

(敬老対象者)

第12条 本会が行う敬老祝品贈呈対象者は、満75歳以上の会員とする。

2 敬老祝品贈呈は「敬老の日」の週間に行う。

3 祝品等の具体的事項は、役員会において定める。

(新生乳児ご祝儀)

第12条 本会の行う新生乳幼児ご祝儀対象者は、会員世帯の誕生から1年の乳幼児とする。

2 お祝い品贈呈は該当所帯主の申請により速やかに行う。

3 祝品等は現金を基本とする。

(弔慰金)

第13条 会員(賛助会員を含む)の弔慰金は、5000円とする。

2 会長は特に必要と認められたとき、増額支出をすることができる。ただし、後日役員会に報告する。

(火災見舞金)

第14条 会員(賛助会員を含む)が居住する家屋(店舗)が火災により焼失又は焼損し時は、その程度により次の見舞金とする。ただし、故意・重大な過失・天災地変による大規模火災を除く。

2 見舞い金

種別	全焼	半焼	ぼや
世帯者の家屋 (2世帯住宅は1世帯)	5万円	3万円	一律に 1万円
共同住宅等の独身者	3万円	2万円	
賛助会員	5万円	3万円	

前項の住宅等が延焼により同時多数の災害が発生した場合は、被害者等に対する「炊出し援助」を重点として行い、災害準備金の残額に応じて見舞金を減額又は停止をすることができる。

3 見舞金及び炊出し等の費用は、災害準備金から支出する。

第5章 文章・物品管理及び引継

(文章の保管及び閲覧)

第15条 本会運営に関する、基本的重要な文書の保存管理は役員が行う。

2 会員は前項の文書をいつでも閲覧することができる。

(重要物品の管理)

第16条 本会が所有する購入金額が(50000円以上)の物品は備品台帳に記載し、受入及び処分を明らかにしなければならない。

(事務引継)

第17条 役員任期を終了するときは、後任者に引継をしなければならない。

第6章 個人情報保護

(個人情報保護)

第18条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守すると共に、自治会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第19条 本会は個人情報取扱いを定めた細則を周知する。

(取得)

第20条 役員・班長・会員から提供の名簿等(以下会員という)の個人情報を対象とするものとする。

- 2 本会は、自治会長が、会員または会員になろうとするものから受理することにより、個人情報を取得するものとする。
- 3 本会が会員から取得する個人情報は、「役員名簿」「会員会費台帳」「非常時会員支援用会員台帳」「会員世帯地図」作成に必要な氏名、住所、電話番号のほか、その他の項目で会員が同意する事項とする。
- 4 会員は前項3に基づき取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目または全ての項目について同意を取り消すことができる。
- 5 前項4の申し出があった場合、ただちに該当する個人情報を廃棄、又は削除しなければならない。但し「役員に配布しているものについては削除の連絡をすることとでこれに替える。

(利用)

第21条 本会が所有する個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- 2 会議開催、会員管理、その他文書の送付など。
- 3 役員名簿の作成。
- 4 会員相互の親睦を高める活動。
- 5 安全・安心で住み良いまちづくり活動。
- 6 敬老会におけるお祝い対象者の把握。
- 7 災害時における要援護者の支援活動。

(管理)

第22条 収集した個人情報は、自治会長または自治会長の指名した者が保管するものとし、適正に管理する。

- 2 「役員名簿」は配布を受けた個々の役員が適正に管理する。複写をしてはならない。
- 3 不要になった個人情報は、受理した役員・会員が適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(提供)

第23条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

- 2 法令に基づく場合。
- 3 人の生命、身体、財産の保護のために必要がある場合。
- 4 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合。
- 5 国の機関若しくは神奈川県、横浜市、泉区又はその委託を受けた者が法令に定める事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合。

(補足)

第24条 上記の利用、管理、提供については、注意喚起事項を各個人情報資料に記載する。

第7章 雑則

(その他)

第25条 細則に定めのない必要事項は、役員会により定める。

付則

- 1 旧内規を廃止し、この細則は平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年4月5日 一部改正施行する。(第5条第7条を追加)
- 3 平成19年4月15日 一部改正施行する。(第1条を修正)
- 4 平成20年4月13日 一部改正施行する。(第7条を一部追加)
- 5 平成28年4月10日 一部改正施行する。(第7条を修正)
- 6 平成31年4月14日 一部改正施行する。(第12条を追加、以下各条項繰り下げ)
- 7 令和2年4月12日 一部改正施行する。(第3条、第4条追加、以下各条項繰り下げ、第6章(第18、19、20、21、22、23、24条)追記、以下条項繰り下げ)